

## 県のリフォーム補助

青森市のAさん方屋根のリフォームを解説する大住組社長の森俊剛さん。屋根の縁（森さんの左手の下）に、雪庇用電気ヒーターが設置してある。



青森市のAさんは昨年夏、県のリフォーム補助（11年度版）を利用して、屋根の克雪工事と融雪装置設置工事を行った。冬が来る度、1階、2階とも屋根に雪庇（せっぴ）ができるやすく、落ちて隣家の建物にぶつからないか、気が気でなかったというAさん。リフォームは、26年前の新築

住宅リフォームで耐震、省エネ、バリアフリー、克雪などの性能向上を図る場合、県の助成制度を活用できる。国土交通省の補助事業を県費で

②耐震性能の向上を伴う工事費の一  
部に活用

かさ上げしたもので2011年度スタート。12年度は補助額を5~30万円アップさせ、①改修工事費の10%（最大20万円）

「補助額以外の面でも、昨年度より使いやすい制度になりました」と県建築住宅課の山内和幸主

幹。対象工事に、新たに防災性能の向上を盛り込み、東日本大震災で被災した住宅の復旧も対象にした。また、補助申請の窓口を県から市町村に移

るのは、工事費の20%（最大60万円）となつた。

「補助額以外の面でも、昨年度より使いやすい制度になりました」と県建築住宅課の山内和幸主

幹。対象工事に、新たに防災性能の向上を盛り込み、東日本大震災で被災した住宅の復旧も対象にした。また、補助申請の窓口を県から市町村に移

し、雨水や雪解け水が流れ落ちる樋（とい）を造った。屋根の縁に沿って電気ヒーターを巡らせ、雪庇が大きくならぬうちに溶かすようにした。

一方、県の助成制度は、リフォーム工事をめぐる施工業者とのトラブルを防ぐ観点から、原則として「リフォーム瑕疵保険」加入を前提にしている。11年度は同保険加入が助成の絶対条件だった。本年度は、市町村が工事現場検査に責任を持つ場合などで保険加入を任意とした。

山内主幹は「保険に入らないとしても、施工業者と施工業者が工事前に『工事に瑕疵があった場合は、施工業者の責任』と文書で確認してほしい」と話している。

笑顔で語った。

## 昨年度より使いやすく

県のリフォーム補助事業・12年度の実施市町村  
青森、弘前、八戸、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平内、外ヶ浜、藤崎、大鷲、板柳、鶴田、七戸、六戸、横浜、三戸、戸、田舎館、蓬田（さらに増える見込み）